

江釣子地区自治振興協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、江釣子地区自治振興協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を江釣子地区交流センター内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、江釣子地区民の生活向上を図るため、地域における諸課題に積極的に取り組む。また、関係団体と協力し生涯学習や地域づくり事業を推進すると共に、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 江釣子地区自治活動の推進に関する事。
- (2) 北上市総合計画（地域計画）の推進に関する事。
- (3) 江釣子地区交流センター管理運営に関する事。
- (4) 生涯学習活動に関する事。
- (5) 地域安全対策に関する事。
- (6) 北上市からの委託に関する事。
- (7) その他協議会の目的達成のため必要な事項。

(運営組織)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる各自治会及び各種団体機関等をもって組織する。

(会員)

第5条 協議会の会員は、次のものとする。

- (1) 江釣子地域の住民
- (2) 江釣子地域に事業所を置く事業者又は江釣子地域で活動する団体のうち、この会の目的に賛同するもの。

(役員及び役員の任期)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|--------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 常務理事 | 1 名 |
| (4) 理 事 | 10 名以内 |
| (5) 監 事 | 2 名 |

2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、前任者がその職務を行うものとする。 (役員を選任)

第7条 役員は、次により総会において選任する。

- 2 会長及び監事は、第5条に規定する会員の中から選出する。
- 3 副会長及び理事は、第4条に規定する組織の代表者の中から選出する。ただし、常務理事は、事務局長の職にある者をもって充てる。
- 4 選考方法は、別に定める協議会役員選任規程によるものとする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 常務理事は、理事会の決定事項を把握し、事業の推進にあたる。
- 4 監事は、会計を監査する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、次のとおりとし、会長が召集する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 専門部

(総会)

第10条 総会は、第4条に規定する組織の代表者と各自治会が推薦する代議員1名をもって構成し、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会において議決する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) その他協議会の運営に関し、会長が必要と認めた事項。
- 3 総会は、第1項に規定する者の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、あらかじめ前条第1項の規定により通知のあった事項につき、所定の委任状を提出したときは、当該者は出席者とみなす。
- 4 総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 5 総会の議決は、役員を除く組織の代表者と出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 6 やむを得ない事情により、集合総会を開催することができないときは、書面議決に変えることができる。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、常務理事、理事で構成し、会長が必要に応じて開催する。なお、監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

2 理事会で審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会で議決した事項の推進に関すること。
- (2) 総会に付議する事項に関すること。
- (3) 規則、規程等の制定および改廃に関すること。
- (4) 交流センターの運営に関すること。
- (5) 補正予算に関すること。
- (6) その他緊急な事項に関すること。

(専門部)

第12条 協議会の円滑な事業を推進するため、第4条に掲げる組織の代表者及び会長が委嘱する知識経験者で専門部を設置する。

- (1) 総務部 総務、財政、地域計画の総括に関すること。
- (2) 生涯学習部 生涯学習の推進に関すること。
- (3) 地域環境部 地域課題、生活環境、健康増進、安全対策等に関すること。

(顧問)

第13条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、知識経験者等の中から、会長が理事会の同意を得て委嘱する。

3 顧問は、会議等に参加し、意見を述べることができる。

(経費)

第14条 協議会の経費は、会費、受託事業収入、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の会費の年額は、次のとおりとする。

自治会の構成世帯 1 世帯	6 0 0 円
1 団体	2, 0 0 0 円
1 事業所	5, 0 0 0 円

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計は、一般会計と特別会計に区分して整理するものとする。

(会計処理)

第16条 協議会の会計処理は、別に定める会計細則によるものとする。

2 前項の会計細則は、理事会の議決を経て制定及び改廃するものとする。

(事務局)

第17条 協議会の事務を処理するため、事務局員を置く。

2 事務局には、事務局長、事務局員若干名を配置し、会長が委嘱する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

2 指定管理委託に関する規程は別に定める。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、総会で議決の日から施行し平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会で議決の日から施行し平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会で議決の日から施行し平成22年4月1日から適用する。

ただし、第7条については、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会で議決の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会で議決の日から施行し平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会で議決の日から施行し平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会で議決の日から施行し平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会で議決の日から施行し平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会で議決の日から施行し令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会で議決の日から施行し令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会で議決の日から施行し令和4年6月26日から適用する。

附 則

この規約は、令和7年4月13日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

団 体 名	備 考
各地区自治会	
花巻農業協同組合江釣子支店	
江釣子体育協会	
北上地方交通安全協会江釣子支会	
北上市社会福祉協議会江釣子支部	
北上市老人クラブ連合会江釣子支部	
江釣子地区自治公民館連絡協議会	
江釣子地区公衆衛生組合	
北上市防犯協会江釣子支部	
江釣子芸術文化協会	
江釣子小学校 P T A	
江釣子中学校 P T A	
江釣子交通安全母の会	
北上市母子寡婦福祉協会江釣子支部	
えづりこフラワー会	
江釣子地区自治会長会	
江釣子地区民俗芸能協議会	